

石井町・神山町・板野町広域斎場整備事業

要求水準書

【修正版】

令和 6 年 12 月

石 井 町

目 次

1. 総則	1
(1) 本要求水準書の位置づけ	1
(2) 事業の目的	1
(3) 事業の基本的な枠組み	1
(4) 適用法令及び基準等	2
(5) 要求水準書の変更	6
(6) 記載のない事項について	6
2. 施設整備に関する要件等	7
(1) 施設整備における基本方針	7
(2) 敷地条件	7
(3) 施設の計画方針	8
(4) 建築付帯設備要件	15
3. 本施設の整備業務に関する要求水準	20
(1) 各業務の実施に関する共通事項	20
(2) 整備事業に係る調査業務	21
(3) 設計業務	21
(4) 造成業務	31
(5) 建設業務	31
(6) 火葬炉整備業務	34
(7) 備品等整備業務	53
(8) 工事監理業務	54
(9) 外構整備業務	55
(10) 稼働準備支援業務	55
(11) その他本施設の整備上必要な業務	55

○ 資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	付近見取図
資料 2	位置図
資料 3	筆界資料（参考）
資料 4	町道高原 131 号線改良事業概要図（前面道路工事暫定資料）
資料 5	備品等一覧（参考）
資料 6	近隣ボーリング柱状図（参考）
資料 7	近隣井戸の水質情報（参考）
資料 8	敷地 CAD データ

1. 総則

(1) 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、石井町（以下「町」という。）が、石井町・神山町・板野町広域斎場整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたって公表する募集要項、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）（以下、総称して「募集要項等」という。）と一体のものである。

また、本事業に関しての前提条件や事業者に要求する本施設の設計・工事監理、整備業務の水準を規定するものであり、令和4年度に策定した石井町・神山町・板野町広域斎場整備基本計画に沿うことを基本としている。要求基準として具体的な特記仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

(2) 事業の目的

町が、令和元年に行った「まちづくりに対する住民アンケート（回答 773 人）」では、火葬事業への評価が行政サービス全 34 項目の中で最低であった。石井町内にあった町営火葬場は平成 8 年 5 月に火事で焼失したのち再整備されておらず、火葬サービスの向上を図ることが町の喫緊の課題となっている。

町は新たな火葬場の整備に向けた検討を進めており、平成 30 年に「石井町が考える新火葬場建設ビジョン」を作成し、令和 3 年の都市計画マスタープランでは「火葬場については、広域的な対応を含めて、施設整備の検討を行う」と位置づけて、各町民の意向を尊重しながら、石井町・神山町・板野町の広域での連携によって火葬場整備を検討してきたところである。

今回、広域斎場の整備については、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）を採用することにより、事業期間の短縮をはじめ、工事の品質の向上、事業費の削減など効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、より効率的な事業実施と諸課題の解消が図られることを期待するものである。

(3) 事業の基本的な枠組み

① 本事業の対象業務

本事業は、広域斎場の設計、建設、工事監理等を行う。

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 本施設の設計・工事監理業務

- ・ 整備事業に係る調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 工事監理業務

イ 本施設の整備業務

- ・ 造成業務
- ・ 建設業務
- ・ 火葬炉整備業務
- ・ 備品等整備業務

- ・ 環境保全対策業務
- ・ 外構整備業務
- ・ 施設整備に伴う各種許認可申請等業務
- ・ その他本施設の整備上必要な業務

② 本事業の事業期間

- ・ 本事業の事業期間は、契約日（令和 7 年 6 月を予定）から令和 10 年 3 月末日までとする。
- ・ 供用開始 令和 10 年 4 月（予定）

③ 事業方式

- ・ DB 方式

④ 事業主体

- ・ 石井町

(4) 適用法令及び基準等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令、条例、基準等（以下「関係法令等」という。）は次に示すとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。また、ここに示されていない関係法令等であっても、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等について遵守すること。

なお、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその手続きを実施すること。

① 法令

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 39 年政令第 306 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- ・ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ その他関係法令等

② 条例等

- ・ 徳島県環境基本条例
- ・ 徳島県生活環境保全条例
- ・ 徳島県建築基準法施行条例
- ・ 徳島県建築基準法施行細則
- ・ 徳島県安全で安心なまちづくり条例
- ・ 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
- ・ 徳島県文化財の保護に関する条例
- ・ 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例
- ・ 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例
- ・ 石井町水道事業給水条例
- ・ 徳島県開発許可の手引き
- ・ その他関係条例等

③ 各種基準等

ア 調査、設計及び施工関連基準

- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 土木工事共通仕様書（国土交通省四国地方整備局）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 敷地調査共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・ 公共建築工事積算基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 昇降機技術基準の解説（一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人 日本エレベーター協会）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 駐車場設計・施工指針同解説（公益社団法人日本道路協会）

イ 施工関連資料

- ・ 建設工事安全施工技術指針・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所）
- ・ 安全・安心ガラス設計施工指針増補版（一般財団法人日本建築防災協会）

ウ 建設リサイクル法関連資料

- ・ 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について（国土交通省大臣官房官技術調査課・公共事業調査室）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 建設リサイクルガイドライン（国土交通省）

エ その他の各種の規準、指針等

- ・ 建築工事標準仕様書・同解説（一般社団法人日本建築学会）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（一般社団法人日本建築学会）
- ・ 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（一般社団法人日本建築学会）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（国土交通省）
- ・ 公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画（建設省）
- ・ 日本産業規格（JIS）

- ・ 社団法人日本電機工業会標準規格（JEM）
- ・ 天井等の非構造材の落下事故防止ガイドライン（一般社団法人日本建築学会）
- ・ 擁壁設計標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（厚生労働省通知）
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月）（厚生労働省通知）
- ・ その他関連する基準及び指針等

(5) 要求水準書の変更

① 要求水準書の変更事由

町は、本事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の変更を行うことができる。

要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じる場合は、事業契約書の条項に基づき、所定の手続きを行うものとする。

② 要求水準書の変更手続き

町は、要求水準書を変更する場合、事前に事業者へ通知する。

要求水準書の変更に伴い、事業者へ支払う対価を含め、事業契約書の変更が必要となる場合は、契約変更を行うものとする。

(6) 記載のない事項について

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守した上で、事業者の提案とする。

2. 施設整備に関する要件等

(1) 施設整備における基本方針

本事業は、次の基本方針に基づいて本施設の整備を行うこととする。

【施設整備における基本方針】

○明るく衛生的な施設で、ご遺体の尊厳に配慮しながら科学的に措置できる施設

○周辺への環境負荷（特に大気汚染）が小さい施設（黒い煙の出ない施設）

○周辺生活環境と調和する施設（高い排気筒（煙突）のない施設）

- ・景観にマッチした荘厳で清潔感あふれる建物とする。
- ・必要に応じて緩衝緑地等の樹木を配し、周辺の環境に違和感なく調和するコンパクトな施設とする。
- ・排気筒の高さは「建物の高さ以内」とする。
- ・台車式を採用する。
- ・主燃焼室毎に再燃焼室を設置する。
- ・高効率な集じん設備を設置する。
- ・主燃焼室及び再燃焼室などの主要な部位に燃焼温度等管理設備（温度計）を設置する。
- ・火葬炉の燃料は灯油とする。
- ・燃焼効率のよいバーナーによる省エネルギー化を図る。
- ・火葬時間の短縮、温室効果ガスの排出抑制を図る。
- ・燃料費の低減を図る。

(2) 敷地条件

① 敷地概要

心安らかに過ごせる空間となるよう、造成計画、建築物の配置及びデザイン、緑化計画、その他の外構を含めて総合的に計画すること。

施設建設予定地の概要は次のとおりである。

種類	火葬場
所在地	徳島県名西郡石井町高原字平島 622-1 外 2 筆 (字名称は今後変更の予定)
敷地面積	約 7,480 m ² (平成 4 年度団体営ほ場整備事業による筆 621-1 の一部, 621-2, 622-1 から道路提供面積を除いたもの。)
用途地域等	市街化調整区域
防火指定	指定なし
建ぺい率・容積率	70% ・ 200%
高さ制限	道路斜線 1 : 1.5 倍、適用距離 20m 隣地斜線 31m + 1 : 2.5 倍
土地利用履歴	農地、公衆用道路（現雑種地）

土壌汚染調査	未実施
緑化率	景観に配慮した緑地帯を設けること。

② 周辺状況

ア 敷地の位置

敷地は、石井町の北西部に位置する。

イ 敷地の周辺状況

周辺の状況は、敷地の北側へ約 200mの位置で県道板野川島線を南に接続しており、3 町からのアクセス性に優れている。また、敷地の北側は吉野川の土手、東側から南側にかけては飯尾川の土手に囲まれており、周囲から目立ちにくい立地となっている。周辺は農地が広がり、半径 100m以内に住宅地は無い。

③ 地盤状況

敷地の地盤状況は、資料「近隣ボーリング柱状図（参考）」を参考とすること。

④ インフラの整備状況

インフラの接続要件は下表のとおりとする。事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。

上水道	・周辺道路に上水道本管の敷設は無い。 ・施設への給水は地下水を利用すること。「2 (4) ③カ給水設備」に準じて整備すること。
下水道（污水）	・浄化槽処理促進区域に該当する為、合併浄化槽を整備すること。暗渠を整備し、公共の水域（敷地北側排水路）へ接続すること。公共の水域への接続の際は管理者である徳島県と協議すること。
下水道（雨水）	・徳島県開発許可の手引きに基づいて雨水排水施設を整備すること。計画地内に雨水が流入する集水桝及び暗渠を整備し、公共の水域（敷地北側排水路）へ接続すること。公共の水域への接続の際は管理者である徳島県と協議すること。
電力	・電力会社と協議の上、既存の電力線から引き込むこと。
通信	・通信会社と協議の上、既存の電話線等から引き込むこと。

(3) 施設の計画方針

① 施設整備の基本要件

新斎場整備における基本要件は、次のとおりである。

前面道路	町道高原 131 号線 幅員 4.1～4.5m 町により拡幅整備される予定である。資料「町道高原 131 号線改良事業概要図（前面道路工事暫定資料）」を参照の事。
敷地面積	約 7,480 m ² （整備対象の面積）

延床面積	約 2,600 m ² ※ 上記を検討の目安とすること。
1FL 高さ	建物の 1FL が既存敷地 GL (TP8.8) から +2.0m (TP10.8) となるよう、造成計画と合わせて計画すること。
火葬炉数	火葬炉 3 基、動物炉 1 基 (予備炉 1 基分のスペースを設けること。)
火葬炉使用燃料	灯油
待合室	3 室
式場	なし (ただし、直葬等を執り行える多目的室を設置)
駐車場	27 台程度 (マイクロバス 3 台を含む)
供用開始	令和 10 年 4 月 (予定)

ア 造成工事について

- ・前面道路 (整備予定) から接続可能な計画地盤高さになるよう整備すること。前面道路の地盤面は浸水被害に配慮し、敷地に接道する部分の大半の位置について、町により約 1.0m 嵩上げされ TP9.8 (暫定) となる予定である。別途、資料「位置図」を参照のこと。
- ・造成工事は敷地の全範囲において行わなくても良いものとする。建物を配置する部分については地盤高さを TP9.8 程度に整備し、駐車場として活用する部分の地盤面は既存の地盤高さのまま活用することを想定している。別途、資料「位置図」を参照のこと。
- ・安全で適切な外構計画となるよう調整すること。

② 施設整備の計画要件

施設整備に関する計画要件は、次のとおりである。

ア 動線計画

- ・告別前の会葬者と収骨後の会葬者の動線がスムーズなものであり、またプライバシーに配慮された計画とすること。
- ・待合室は、グループ別に火葬が終了するまで待てる広さとする。
- ・管理事務室は、敷地内における会葬者の出入り、葬送の動線が把握でき、火葬許可証の受取りがしやすい位置に設けること。
- ・高齢者や障がい者等の利用にも配慮したわかりやすい誘導表示を設置すること。

イ 配置計画

- ・周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものとする。
- ・周辺からの景観について配慮し、適切な配置を提案すること。
- ・建物高さをできるだけ低く抑えて、周辺からの見え方にも配慮すること。
- ・敷地東側 (吉野川堤防側) に建物を配置し、敷地西側に駐車場を配置すること。
- ・車両は原則として敷地東側 (吉野川堤防側) から出入りする計画とすること。
- ・火葬炉の入替え等に配慮し、炉室の裏側にメンテナンス用の空地を確保すること。

ウ 外構計画

- ・外構・景観計画は、地形や植生の保全に配慮しつつ、造成計画、建築物の配置及びデザイン、緑化計画、その他の外構を含め総合的に計画を行い、周辺に調和した景観形成を目指すこと。
- ・前面道路沿いに植栽帯を設け、周囲への圧迫感の低減、視線への配慮を行うこと。
- ・施設敷地内に車両等が無断で進入できないよう、管理上必要な門扉、柵等を設置すること。
- ・外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯が調整可能な方式とすること。
- ・敷地の高低差を考慮し、適切に法面、擁壁、転落防止柵等を整備し設えに配慮すること。
- ・高齢者や障がい者にとっても安全な計画とすること。
- ・会葬者にとって敷地への出入口が明確となる標識等を設置すること。

エ 防災計画

(7) 停電時への対応

- ・停電時でも火葬業務（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）を行うことが可能な発電機設備を設置すること。自家発電機は、72時間の燃料を確保すること。また、火葬炉設備の燃料を必要量備蓄しておくこと。
- ・燃料タンク及び燃料ポンプは浸水・防水対策を施すとともに、自家発電機への燃料供給を安定的に行えるものとし、消防法等に適合したものとする。

(4) 断水時への対応

- ・「2(4)③カ給水設備」に示す方法で給水した処理水槽（受水槽）には、災害時等で断水が生じた場合の給水量を確保すること。災害中においても「2(4)③カ給水設備」に示すに示す水質を確保できるようにすること。

(9) 浸水への対応

- ・キュービクルは最大浸水時（TP15.9）におけるドライ環境を確保すること。

オ 駐車場

- ・駐車場は、27台程度（普通車、障がい者用スペース、マイクロバス、管理用）が駐車可能となるよう計画すること。
- ・駐車場は、想定火葬件数や業務集中度などを踏まえて整備すること。
- ・動物会葬者車両及び業者車両の入口は、会葬者用車両の入口と分離して設置すること。
- ・アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識し高齢者や障がい者にとっても安全な計画とすること。
- ・場内通路は、歩車分離により安全に配慮すること。

カ その他

- ・敷地内は原則禁煙とし、施設外部の適切な位置に特定屋外喫煙場所を設けること。
- ・施設のエントランス付近に銘板を設置すること。建築や外構とのバランスに配慮し、葬送の場にふさわしい意匠性の高いものとする。
- ・施設の外装材や内装材について、維持管理性が良く、経年による意匠性及び美観に配慮したも

のを採用すること。

③ 建築施設の整備要件

ア 施設の構造

施設の構造については、『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説』に基づき、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

イ 基礎構造

基礎構造は、地質調査結果により、最適な形式を設定し、その損傷等により、鉛直力、水平力、地盤の液状化等による影響に対して十分安全な構造とすること。さらに、大地震動に対して鉛直方向の耐力低下がなく、上部構造の機能に有害な影響を与えないものとする。

ウ 構造形式

施設の構造形式は、防火区画を形成しやすいこと、建築物内各種振動・騒音の伝搬を抑えやすいことに留意し、火葬部門については鉄筋コンクリート造を基本とすること。

エ 施設の構成

新斎場の構成は、次のとおりとする。

なお、諸室構成については、最低限必要な諸室を示したものであり、会葬者へのサービス水準の向上に資することや斎場職員の働く場としての機能向上等に配慮し、配置及び構成を提案すること。

また、施設面積等は、火葬場の建設・維持管理マニュアル（特定非営利活動法人日本 環境斎苑協会）を参考に設定すること。

火葬部門	・ 入場から告別・収骨までの火葬業務を行う場所 ・ 火葬炉の運転・監視をはじめメンテナンスや残骨灰などの清掃・収集・炉室内の清掃など担う 【諸室構成】 車寄せ、エントランスホール、告別・収骨室、動物炉前室、多目的室、霊安室、その他（通路、階段、倉庫等）
待合部門	・ 告別の後、遺族等の会葬者が収骨までの間、一時的に休憩する場所 ・ 遺族の悲しみをやわらげるような雰囲気醸し出す、質の高い空間構成とすること 【諸室構成】 待合ロビー、待合室、授乳室、キッズコーナー、湯沸室、便所、関係事業者等控室、自動販売機、その他（通路、階段、エレベーター等）

管理部門	・火葬作業、火葬場の管理運営を行う場所 ・利用者の申込予約受付、火葬証明書発行などの事務手続き及び施設管理などを担う ・受付・運営支援システムの導入等により事務処理の効率化を図ること 【諸室構成】 炉室、予備炉用スペース、炉機械室、残灰処理室、残骨灰・集じん灰庫、台車庫、電気室等、発電機室、空調機械室、受付、事務室、監視・制御室、更衣室、休憩室、便所、湯沸室、清掃員等控室、シャワールーム、その他（通路、階段、倉庫等）
------	--

オ 火葬部門の整備の考え方

エントランス ホール	・エントランスゾーンは、会葬者が本施設に初めに接する部分であり、会葬者の心情に配慮した安らぎの感じられる雰囲気的空間とすること。 ・火葬が重複した場合に多数の会葬者が集中することに配慮した計画とすること。 ・会葬者に分かりやすい案内表示を設けること。 ・エントランスの車寄せは、霊柩車及びマイクロバスの停車にも対応し、柩及び会葬者が風雨を避けられること。
告別・収骨室	・告別室と収骨室は兼用とし、火葬炉 1 炉に対して 1 室を計画すること。炉前ホールとも兼ねることとする。 ・1 室あたり 42 m²程度とし、3 室設けること。 ・将来的に予備炉スペースに火葬炉が増設される際には 1 室増室できるような計画とすること。 ・特定宗教、宗派の様式に偏らないよう配慮すること。 ・他の会葬者や従業員との動線が交錯しないように考慮すること。 ・会葬者が柩を囲み、最後のお別れができること。 ・読経等による他の葬列への影響も配慮すること。 ・遺影台や焼香台等を設置すること。 ・遺族が収骨の行えるスペースを確保すること。 ・清潔を旨とし、長年にわたる微細分、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 ・焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮すること。
多目的室	・直葬や簡易な葬儀を行える部屋を 1 室設けること。なお式場は設けない。 ・55 m²程度の室とすること。
霊安室	・1 体収容できることとし、冷蔵施設を設置すること。 ・外部と内部の両方から出入できる配置とすること。 ・霊安室、火葬炉、多目的室との動線に配慮すること。
その他 (通路、階段、 倉庫等)	・安全性に配慮すること。 ・職員や運営事業者の働きやすさに配慮すること。

カ 待合部門の整備の考え方

待合ロビー	・遺族の心情に配慮し、落ち着いたゆとりのある空間とし、窓からの景観や遮音性に十分に配慮すること。 ・無線 LAN サービス（Wi-Fi）が利用できる環境を整備すること。 ・ソファ等家具を設置すること。
待合室	・遺族の心情に配慮し、落ち着いたゆとりのある空間とし、窓からの景観や遮音性に十分に配慮すること。 ・無線 LAN サービス（Wi-Fi）が利用できる環境を整備すること。 ・1 会葬につき、1 室あたり 50 m²程度とし、3 室設けること。 ・洋室を基本とすること。 ・テーブルや椅子を設置すること。
授乳室	・安心して利用できるよう、プライバシーに十分配慮すること。 ・椅子、おむつ替えベッド、流し台等、必要な設備を設置すること。
キッズコーナー	・子どもの会葬者が、待ち時間中に安全に時間を過ごせる場を設置すること。 ・怪我や事故等が起こらないように安全性に配慮をすること。
湯沸室	・会葬者が利用しやすい配置とすること。
便所	・男子、女子、バリアフリー別に必要数を設置すること。 ・バリアフリー便所は 1 以上をオストメイト対応とすること。 ・バリアフリー便所には子ども用の便器を設けること。 ・大便器は洋式・温水洗浄付き暖房便座とし、便座の衛生面にも配慮すること。 ・男子用便所には、床置き小便器その他これに類する小便器を 1 以上設置し、周囲に手摺を設けること。 ・便房には全てひも付き非常用ブザーを設置すること。 ・便房には全て擬音装置を設置すること。 ・バリアフリー便所の他に、男女便所それぞれに手摺を設けた便房、洗面器及びベビーチェアを 1 以上設置すること。 ・便所に設ける衛生器具を自動式とする場合、手動で操作可能なレバーハンドルを設ける等、停電時にも対応可能な器具とすること。
関係事業者控室	・葬祭事業者等が利用する控室を設けること。
自動販売機	・飲料等を提供する自動販売機を設置スペースを設けること。
その他 (通路、階段、 倉庫等)	・会葬者の安全性・利便性に配慮すること。 ・別グループの会葬者間の動線が交錯しないよう配慮すること。

キ 管理部門の整備の考え方

炉室	・メンテナンスが適切、容易に行える火葬炉及び付属機器の配置とすること。 ・排気筒は、周辺からの見え方に配慮すること。
炉機械室	・職員の安全性や健康管理に留意し、防音、空調、採光等、良好な作業環境を

	保つこと。
予備炉用スペース	・将来的に予備炉スペースに火葬炉が増設できるような計画とすること
残灰処理室	・残骨灰や集じん灰を一時的に集積・保管する場所を設けること。 ・排出の際に、会葬者及び参拝者等の目に触れることのないよう考慮すること。 ・粉じん対策を講じること。 ・残骨灰・集じん灰庫を設け、人骨と動物の骨とを分けて管理できるようにすること。
残骨灰・集じん灰庫	・集積した残骨灰・集じん灰を一時保管できる場所を設けること。 ・残骨灰・集じん灰は、人体のものと動物のものを分けて管理すること。 ・搬出の際に、会葬者及び参拝者等の目に触れることのないよう考慮すること。
台車庫	・会葬者の気持ちを害さないよう、使用していない台車等を収納する倉庫等を設けること。
電気室等	・火葬場施設の受変電・配電に必要な設備を設置する部屋を設けること。 ・炉機械室等の空調・換気設備を設置する機械室を設けること。なお、施設全体の機械室と同一スペースとすることを可とする。 ・設置場所は TP15.9 以上とすること。
発電気室	・非常用の発電機を設置する部屋を設けること。設置場所の火葬場施設内・外については提案とする。
空調機械室	・施設内を空調・換気する機械設備を設置する部屋を設けること。 ・排気は、周辺への影響がないよう配慮すること。 ・屋外に設置する場合は、防錆対策等を行うこと。
受付	・火葬申込の受付窓口を、会葬者にとって分かりやすい位置に設けること。
動物受付	・動物受付を設けること。 ・動物の遺体を一時的に保管する冷蔵庫を設置すること。 ・告別の為のスペースとして 25 m²程度の部屋を 1 室設けること。 ・動物火葬における収骨への対応は行わないこととする。 ・一般会葬者の告別・収骨の動線と交錯しないよう計画すること。 ・動物受付へのアプローチは、他の会葬者の動線と分離して別に設けること。
事務室	・火葬場の管理運営を行うため、利便性のよい位置に設けること。
監視・制御室	・運営時やメンテナンス時に集中的な監視が行えるよう、適切な位置に配置すること。また、監視機器類が余裕を持って配置できる計画とすること。 ・モニターだけでなく、目視においても炉室等が確認できる計画とすること。
更衣室	・職員用の更衣室を男女別に設けること。
休憩室	・職員の休憩室を設けること。 ・快適な職場環境の創出に配慮すること。
便所	・職員、関係業者用の男女別便所を設けること。
湯沸室	・湯沸室（湯沸コーナー）を設けること。

清掃員等控室	・ 清掃業者等が利用する控室を設けること。
その他 (通路、階段、 倉庫等)	・ 安全性に配慮すること。 ・ 職員や関係事業者の働きやすさに配慮すること。 ・ 台車等の整備や材料等の保管及び作業スペースを確保すること。 ・ 職員用の男女別のシャワールームを設置すること。

(4) 建築付帯設備要件

① 基本要件

- ・ 関係法令、所管行政庁の規制及び規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関係法令に従って必要な設備はすべて整備すること。
- ・ 維持管理上の作業性も含め、建築、設備及び火葬炉の総合的かつ経済的な検討を行って計画すること。
- ・ 省エネルギーと環境負荷低減の対策を考慮すること。
- ・ 快適な作業環境及び執務環境を確保すること。
- ・ 高齢者や障がい者を始め、幅広い世代の人に対して、安全性と利便性を確保すること。
- ・ 非常時にも安全に使用できる設備とすること。
- ・ 保守点検、清掃、維持管理、更新が容易となる構造、材質とし、必要なスペースを確保すること。

② 電気設備

ア 受変電設備

- ・ 受電設備は、電気事業法等関係法令を遵守し、適切な規模のものを設置すること。また、保守点検、維持管理が容易となるよう計画すること。
- ・ 配線は、エコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。
- ・ 配線は、原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用し美観を損わないよう配慮すること。
- ・ ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・ 盤類及び機器類は、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

イ 発電設備

- ・ 災害時等、インフラ途絶となった場合に対応するため、非常用の発電設備を設置すること。
- ・ 発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置した上で、火葬炉設備と火葬業務遂行のために最低 72 時間以上、施設を稼働できる容量とすること。

ウ 誘導支援設備

- ・ バリアフリー便所に異常があった場合に、扉の外から確認のできる表示灯と音等により、事務

室へ知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。

- ・事業者において必要であると判断する場合には、車椅子使用者用駐車場にインターホン等を設置し、配管配線工事を行うこと。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、適切な誘導支援設備を設置すること。

エ 幹線設備

- ・電気室より建物内分電盤、動力制御盤に対し電源供給を行うこと。
- ・エコケーブルを採用し、環境に配慮した計画を行うこと。

オ 動力設備

- ・動力制御盤を設置し、空調設備、衛生設備、火葬炉設備等への電源供給と制御を行うこと。
- ・動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。
- ・機器の警報は監視室及び事務室で受信できるようにし、各動力制御は中央管理できるようにすること。

カ 電灯及びコンセント設備

- ・照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守管理等が容易な設備を設置すること。
- ・特に吹抜等高所にある器具に関しては、長寿命型器具の採用及び自動昇降装置等にて容易に保守管理ができる計画とすること。
- ・省エネルギー型器具（LED 等）を採用すること。
- ・非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室で中央管理ができること。
- ・停電時に火葬を継続する際に、必要最低限の照度を確保する照明器具を自家発電回路とすること。
- ・便所等の利用者の出入りを伴う場所については、自動で点灯消灯の可能な方式とすること。
- ・非常用コンセントを適宜設置すること。

キ 避雷設備

- ・避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。

ク 構内情報通信網設備

- ・運営支援システムの使用に適切な LAN 設備等を設置すること。

ケ 構内交換（電話）設備

- ・内線電話機能を有する電話設備を各室に設置すること。
- ・外部通信機能に必要なアナログ局線と光回線を引き込む計画とすること。
- ・非常電源設備に接続すること。

コ 情報表示（時計）設備

- ・事務室に親時計を、施設内要所に子時計を設置すること。

サ 拡声設備

- ・関係法令等による設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
- ・事務室にアンプを設置し、非常放送及び業務放送が行えるよう計画すること。
- ・避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。
- ・BGMの実施などについても考慮した設備とすること。

シ 監視カメラ設備

- ・防犯及び火葬炉監視用に適切な数を設置すること。
- ・設置については、各用途に合わせて十分に機能する箇所とし、事業者の提案とする。
- ・監視映像が録画できる装置を設置すること。録画時間や画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案とする。

ス 計量設備

- ・適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。
- ・自動販売機等の自主事業に使用する光熱水費を別途計量できるようにすること。

セ その他

- ・関係法令上、機能上必要とされる設備については、事業者判断のもと設置すること。

③ 機械設備

ア 空調設備

- ・建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の関連法令の定めるところにより、熱環境や室内環境及び環境保全性が図られるよう計画すること。
- ・特に告別・収骨室、エントランスホール、多目的室、霊安室、炉室等は、焼香及び火葬に係る臭気等に配慮すること。
- ・炉室は、室内温度が高くなることから、良好な室内作業環境を確保すること。

イ 換気設備

- ・建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。
- ・換気方式は、空調ゾーニング計画等を考慮し、室内環境の快適性、室内環境を維持するための機能性、搬送エネルギーの低減等を検討した上で決定すること。特に、告別・収骨室、多目的室、霊安室、炉室等は、火葬場の特性を考慮して換気量の設定及び脱臭設備の設置等を検討すること。
- ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮し、各室について臭気、熱気等がこも

らないよう、また、騒音についても十分配慮すること。

ウ 排煙設備

- ・自然排煙を基本とし、建築計画に応じて必要箇所に機械排煙を設けること。
- ・機械排煙を採用する場合には、点検やメンテナンスが容易に行えるようにすること。

エ 自動制御設備

- ・集中監視盤（建築設備用、空調及び換気等）は、事務室に壁掛けタイプ（総合盤埋め込み）を計画すること。

オ 衛生器具設備

- ・衛生器具及び水栓等の形式は、用途、節水効果、設置場所及び利用者の利便性を考慮して選定すること。
- ・水栓等は、感染症予防に配慮した非接触形式とすること。
- ・高齢者や障がい者を始め、すべての人が使い易い器具とし、省エネルギーに配慮し、節水型の器具を採用することを基本とする。

カ 給水設備

- ・建築基準法、消防法等の関連法令の定めるところにより、施設利用者の安全及び環境保全性が図られるよう計画すること。
- ・施設への給水は地下水を利用すること。
- ・事業者の負担で徳島県生活環境保全条例に準じて井戸を新設の上、飲用井戸等衛生対策要領（徳島県）の基準を満たし配水することができるよう、原水槽、井水ろ過設備、処理水槽（受水槽）等必要な設備を合わせて整備すること。
- ・徳島県生活環境保全条例、飲用井戸等衛生対策要領（徳島県）他関連規定に準じて関係機関と必要な協議・手続きを行うこと。
- ・町は徳島県生活環境保全条例における取水基準の第二種指定地域に指定されている。揚水設備による地下水の採取については当該条例に定められた取水基準を満たすこと。
- ・既設井戸の届出・設置状況については事業者の負担で徳島県及び町に確認すること。
- ・資料「近隣井戸の水質情報（参考）」と同等であると想定して、井戸及び井水ろ過設備等の仕様についての提案を行うこと。
- ・飲用井戸等衛生対策要領（徳島県）に準じて、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の水質検査を受けること。

キ 給湯設備

- ・給湯方式は、給湯箇所が少なく建物内に分散しているため、局所給湯方式とすること。
- ・対象室は湯沸室、休憩室及び授乳室及びシャワールームとすること。

ク 排水設備

- ・屋内排水の汚水、雑排水は合併浄化槽を設置すること。

- ・通気方式はループ通気とし、臭気の影響のない部分で排気すること。
- ・排水は公共の水域（敷地北側排水路）へ接続するが、必要に応じてポンプ設備を設置すること。

ケ 消火設備

- ・消防法等の関連規定に準拠した消防設備を設置すること。
- ・徳島県開発許可の手引きに準拠し、名西消防組合等関係機関と協議の上、必要な消防水利施設を整備すること。

コ 火災報知設備

- ・消防法等の関連規定に準拠し設置すること。
- ・自動火災報知設備は、受信機を事務室に設置し、感知器は設置環境に合わせて適切な種別を選択し、有効となる感知区域に設置すること。
- ・消防機関への火災通報装置を設置すること。なお、非常放送装置と連動した設備とすること。

サ 危険物保管設備

- ・火葬燃料や発電設備燃料等、消防法で定められた引火性の高い危険物を一定量保管し、取り扱う場合は、消防法に基づき保管庫を設置すること。

シ その他

- ・関係法令上、機能上必要と判断される設備については、事業者判断のもと設置すること。

3. 本施設の整備業務に関する要求水準

(1) 各業務の実施に関する共通事項

① 業務の着手

事業者は、本契約締結後 14 日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、設計業務管理技術者が設計業務の実施のため町との打合せを開始することをいう。

② 町の指示

事業者は、本業務について、町の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

③ 適用法令及び基準等

1－（4）による。

④ 提出書類

事業者は、町が指定した様式により、契約締結後に関係書類を速やかに提出しなければならない。事業者が町に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、町の指示によるものとする。

⑤ 守秘義務

事業者は、契約書の規定に基づき、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、事業者は町が再委託を認めた業務について、再委託をする場合には、再委託先業者に対し本業務の実施過程で知り得た秘密に関する情報流出防止対策を徹底させなければならない。なお、本業務が完了した場合も、同様とする。

⑥ 連絡・調整・技術者の配置

事業者は、本事業の統括責任者を配置すること。

また、事業者は、設計業務を管理する設計業務管理技術者、工事監理業務を管理する工事監理業務管理技術者、本施設の建設工事に関する現場代理人、監理技術者及び専門技術者を適切に配置すること。

⑦ 資料の貸与及び返却

町は、本業務に必要な図面及びその他関連資料等（以下「貸与資料」という。）を事業者に貸与するものとする。

事業者は、貸与の必要がなくなった時点で直ちに町へ返却すること。

事業者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合には、事業者の責任と費用負担において修復すること。

事業者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

⑧ 関係官公庁等への手続等

開発許可、建築確認その他諸手続は、事業者が行うこと。申請手数料は事業者負担とする。

(2) 整備事業に係る調査業務

本施設の整備に必要な調査（事前調査、地質調査、現況測量調査等）について、事業者は、関係機関と十分協議し実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に町と協議すること。

調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜、事業者負担で実施すること。

また、調査を行うにあたっては、必要に応じて住民説明を行う等、周辺住民等に配慮して業務を進めること。

(3) 設計業務

① 業務の対象

各種関係法令を遵守し、本要求水準書、事業契約書、事業者の提案書等に基づいた、本施設を整備するために必要な一切の設計業務を対象とする。

開発協議その他関係機関との協議、申請等の手続きが必要な場合は、適宜、事業者負担で実施すること。また、事業者が必要と判断する調査等がある場合は、自ら調査を行うこと。

② 設計計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、町に提出して承認を得ること。設計業務期間は事業者の提案による。

なお、設計計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。

③ 設計内容の協議等

町は、事業者に設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、随時、報告を求めることができる。設計は、契約時の要求水準書及び事業者の提案等を基に、町と十分に協議を行い、実施すること。

なお、原則として月に1回以上、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、対面で定例会議を行うこと。

④ 進捗状況の管理

設計の進捗状況の管理を事業者の責任において実施すること。また、本業務のモニタリングのために、町が求める書類の作成や情報の提供等について支援を行うものとする。

⑤ 設計の変更について

設計の変更に関する事項は、事業契約書において定める。

⑥ 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、町に対して設計計画書に基づき、定期的に設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を成果品として町に提出し、承認を得ること。必要部数、データ形式等は町の指定に則ること。

なお、設計図書に関する著作権は、町に帰属する。

ア 基本設計

成果物等	提出部数	製本形態等
① 基本設計説明書	1 部	A 4 ファイル綴じ
② 基本設計図書	2 部	A 3 冊子綴じ
【建築】 計画説明書 造成計画 配置計画 平面計画、動線計画 断面計画 執務環境整備計画（基本方針） ゾーニング計画（フロア・バーチカル） サイン基本計画 ユニバーサルデザイン計画 外観計画 色彩計画（内外装共） 防災計画、避難計画、セキュリティ計画 省エネルギー計画 環境配慮計画 雨水排水計画 屋外整備計画（ランドスケープ、駐車場等） 仕上概要表 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 平面図（各階） 断面図 矩計図（主要部） 立面図（各面） 基本レイアウト図面 日影図 【構造】 構造計画説明書 構造設計概要書 自家発電設備概要書 【電気設備】 電気設備計画説明書（情報・通信設備計画及び防災・防犯設備計画等を含む。） 電気設備設計概要書（同上） 【機械設備】 機械設備計画説明書		

機械設備設計概要書 【火葬炉設備】 火葬炉設備概要説明書（主燃焼炉、再燃焼炉、燃焼装置、排気系統、炉内台車、台車運搬車及び柩運搬車（兼用可）、その他） 運転プロセスチャート表 維持管理・運転を踏まえた設備・必要寸法等説明図 ※排ガス計算書を含む。		
③ 工程表	3 部	A 3
④ 工事費概算書 建築（総合・構造） 電気設備、機械設備、屋外整備・広場 概算ランニングコスト	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑤ 什器備品整備費用概算書（基本設計段階）	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑥ 関係法令チェックリスト	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑦ 透視図 鳥瞰パース 外観パース 内観パース	適宜	A 2 A 2 A 2
⑧ CASBEE 目標値報告書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑨ ライフサイクルコスト概要書・比較表	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑩ 各種技術資料・比較検討資料建築（総合・構造）、電気設備、機械設備等 ※構造形式比較表を含む。	2 部	A 4 ファイル綴じ
⑪ 広報用パンフレット	150 部	任意
⑫ 協議簿、各種会議録	1 部	A 4 ファイル綴じ
⑬ 調査関係報告書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑭ その他、町が必要と認めるもの	適宜	

（注）：「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

：「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：電子データは、町の求めに応じて随時提出すること。

：成果物は、町の指示により、製本とする。

：著作権を委託者に帰属する場合、上記成果物の設計図書については原則 CAD で作成し、他の成果物とともに電子データで納品すること。

：CAD の形式は、JWW 及び DXF とすること。

イ 実施設計

成果物等	提出部数	製本形態等
------	------	-------

① 実施設計図書 別表 1 に掲げる実施設計図書リスト	1 部 2 部 3 部	A 1 原図(ケース入) A 3 冊子綴じ A 4 冊子綴じ
② 計画通知図書 建築(総合・構造) 電気設備 機械設備	3 部	A 4 ファイル綴じ
③ 構造計算書及び構造計算によって建築物の安全性を 確かめた旨の証明書	3 部	A 4 ファイル綴じ
④ 電気設備設計計算書 照度計算書 電圧降下計算書 容量算定書 自家発電計算書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑤ 機械設備設計計算書 空調計算書 換気計算書 水理計算書 給排水計算書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑥ 積算関係資料 工事費内訳明細書(建築・電気設備・機械設備・解体・ 外構(植栽含む)) 積算数量算出書(建築・電気設備・機械設備・解体・外 構(植栽含む)) 年度別概算工事費内訳書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑦ 届出関係資料 省エネ適合性判定(適合判定通知書) 建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による計算書、 認証申請書類 開発行為に係る申請書類 計画通知(確認済証) 構造計算適合性判定(適合判定通知書) 性能評価書 大臣認定書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑧ リサイクル計画書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑨ 関係法令チェックリスト	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑩ 設計段階チェックリスト	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑪ 工事工程表	3 部	A 3
⑫ 積算チェックリスト	3 部	A 4 ファイル綴じ

⑬ 透視図 鳥瞰パース 外観パース 内観パース	適宜	A 2 A 2 A 2
⑭ 広報用パンフレット	150 部	任意
⑮ 各種障害対策計画書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑯ ライフサイクルコスト概要書・比較表	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑰ コスト縮減概要書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑱ 長期修繕計画（ライフサイクルコストを含む。）	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑲ 各種技術資料・比較検討資料・補助申請資料	2 部	A 4 ファイル綴じ
⑳ 協議簿、各種会議録	1 部	A 4 ファイル綴じ
㉑ その他、町が必要と認めるもの	適宜	

（注）：設計図は、適宜、追加してもよい。

：電子データは、町の求めに応じて随時提出すること。

：成果物は、町の指示により、製本とする。

：著作権を委託者に帰属する場合、上記成果物の設計図書については原則 CAD で作成し、他の成果物とともに電子データで納品すること。

：CAD の形式は、JWW 及び DXF とすること。

【別表 1】

種別	図面	備考
建築 (総合) ※外構・植栽を含む	表紙 (図面リスト兼用も可) 特記仕様書 敷地求積図 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 仕上表 平面図 (各階) 立面図 (各面) 断面図 矩計詳細図 階段詳細 展開図 各伏図 (各階) 平面詳細図 什器レイアウト図面 部分詳細図 (断面含む) 天井伏図 建具キープラン 建具表 屋外整備図 (ランドスケープ、駐車場等) 総合仮設計画図 造作家具図 サイン計画図・詳細図 造成計画図・詳細図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、町 と協議の上決定する こと。

建築 (構造)	特記仕様書 地質調査図 杭伏図、基礎伏図 基礎配筋図 構造伏図 屋根伏図 各部配筋図 軸組図 部材断面リスト 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 スリーブ図	縮尺については、町 と協議の上決定する こと。
--------------------	---	--

電気設備	表紙（図面リスト兼用も可） 特記仕様書（設備概要を含む） 敷地案内図・配置図 電灯設備図 照明器具姿図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 自家発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図（監視等システム含む） 構内配電線路図 構内通信線路図 引込開閉器結線図 仮設計画図 各種系統図 屋外設備図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、町と協議の上決定すること。
------	--	------------------------------

機械設備	表紙（図面リスト兼用も可） 特記仕様書（設備概要を含む） 敷地案内図・配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 機器表 衛生器具設備図 屋外給排水設備図 屋内給排水設備図 中水設備図 桷リスト、勾配図 給湯設備図 消火設備図 仮設計画図 各種系統図 屋外設備図 合併浄化槽設備図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、町 と協議の上決定する こと。
------	--	-------------------------------

火葬炉設備	表紙（図面リスト兼用も可） 特記仕様書（設備概要を含む） 【図面】 各階火葬炉設備・機器配置図 火葬炉設備立面図、断面図 構造図 排気筒組立図、断面図 主要設備・機器図 部分詳細図 炉内台車 バーナー（主燃焼、再燃焼） 排ガス処理設備、排気設備 残骨・飛灰処理設備 柩運搬車、台車運搬車（兼用可） その他（設備の説明に不可欠な図面等） フローシート（火葬炉設備及び火葬設備計装） 【計装関連図書】 電気負荷設備容量一覧表 運転時の電気負荷計算書 計装制御一覧表 電気設備・計装設備機器リスト 情報通信系統図 全体制御システム図 案内表示システム 火葬場予約システム 【その他】 保守点検・予備品・消耗品等リスト 工事見積書 その他工事に必要な書類	縮尺・必要図面については、町と協議の上決定すること。
-------	--	----------------------------

⑦ 留意事項

- ・効率的かつ効果的な維持管理・運営を見すえた設計業務を行うこと。
- ・事業者は、事業契約書に基づき、着手届、業務工程表、管理技術者等通知書及び完了通知書等必要書類を提出すること。
- ・基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務を支障なく進めるために十分な内容とすること。
- ・基本設計において、必要な行政協議、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。

- ・基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて町の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- ・実施設計は、工事の実施に必要なかつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。
- ・工事費内訳明細書は、町と協議の上、作成すること。
- ・本事業に必要な法的手続き等は、事業者の責任により行うこと。
- ・町から提供する資料以外の地質調査等は、事業者が自ら行うこと。
- ・本業務について、町による関係者等への説明等が必要な場合、事業者は、町の求めに応じて、必要な資料等を作成するとともに、これらの説明に協力すること。

(4) 造成業務

- ・「2－（3）施設の計画方針」に基づいて整備すること。
- ・「3－（5）建設業務」に準じて実施すること。

(5) 建設業務

①業務の対象

各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者の提案書等に基づいた、建設に係る一切の業務を対象とする。

② 基本要件

- ・建設工事に伴い、騒音、振動、悪臭、粉じんの発生、濁水の発生、交通渋滞等、周辺生活環境に支障が生じる恐れがないよう必要な対策を講じ、説明会を実施すること。説明対象は地元住民とする。特に、工事車両の通行経路等については、町と協議の上、地元住民と調整すること。
- ・整備期間中に第三者に及ぼした損害は、事業者が責任を負うものとする。
- ・工事監理業務担当者とも随時協議、調整を行い、業務を遂行すること。
- ・建設業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。

③ 着工前

ア 準備調査等

- ・着工に先立ち、事業者は地元住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と地元の理解及び安全を確保すること。

イ 書類の提出

- ・事業者は、着工前提出書類を町及び関係機関に必要な部数を提出すること。

表 着工前提出書類

	提出品目	部数	備考
1	総合施工計画書	2	
2	資格証明書	1	

3	下請負者審査願	2	随時提出
4	暴力団排除誓約書	1	随時提出
5	建設発生土処分予定届	2	随時提出
6	産業廃棄物処分予定届	2	随時提出
7	計画工程表	2	
8	施工体制台帳	1	
9	施工体系図	1	
10	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	2	
11	火災保険証書・工事保険証書の写し	1	
12	労働災害保険	1	
13	建設業退職金共済証紙購入届	1	
14	CORINS登録内容確認書	1	
15	その他、町の指示があったもの	適宜	

④ 整備期間中

ア 建設工事

- ・事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・事業者が行う工程会議に町が立会うことができるようにすること。また、工事現場での施工状況の確認は随時行うことができるようにすること。
- ・工事中、一般の通行者等の安全を確保するため十分な対策を施すこと。
- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- ・工事から発生した廃材等については、積極的に再資源化を図ること。
- ・道路等に損傷を与えないよう留意し、工事に際し汚損、破損した場合は速やかに町に報告し町の指示に従い、事業者の負担において補修及び補償を行うこと。
- ・整備期間中は、火災や地震、台風等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、町の災害対策に必要な支援及び協力を実施すること。

イ 書類の提出

表 整備中提出書類

	提出品目	部数	備考
1	週間工程表・月間工程表	3	
2	施工計画書（要領書）	2	
3	施工図、使用資材納入仕様書（製作図等）	2	
4	使用資材審査願	2	カタログ・サンプル等添付
5	材料試験報告書	2	
6	打合せ議事録・協議書	2	
7	工事日誌	2	月末に提出

8	工事進捗報告書	1	月末に提出
9	納品書及び出荷証明	1	
10	産業廃棄物処理（運搬共）契約書・許可証の写し	2	場外搬出前に提出
11	出来高請求書	1	
12	出来高査定簿	1	
13	その他、町の指示があったもの	適宜	

⑤ 完成後

ア 検査及び完成確認

- ・検査及び完成確認は、本施設については次の規定により実施する。

(ア) 事業者による完成検査

- ・事業者は、本施設の完成検査及び機器や器具の試運転検査等を実施すること。
- ・完成検査及び機器や器具の試運転検査等の実施について、事前に町に書面で通知すること。
- ・町は、事業者が実施する完成検査及び機器や器具の試運転検査等に立会うことができる。
- ・事業者は、町に対して完成検査及び機器や器具の試運転検査等の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 町監督員による完成確認

- ・町は、事業者による完成検査及び機器や器具の試運転検査等、法令等に基づく完成検査等の終了後、本施設についての完成確認を事業者立会いの下で実施する。

(ウ) 町検査員による完成検査

- ・町監督員による完成確認及び要求水準書に定める要件が確認された後に、町検査員による完成検査を実施する。また、検査実施にあたっては町監督員及び町検査員と協議する。

(エ) 町検査員による中間検査

- ・町は、必要に応じて整備工事中に中間検査を実施する。

イ 完成図書の提出

事業者は、以下に示す完了後提出書類を町に提出すること。

表 完了後提出書類

	提出品目	部数	備考
1	実施工程表	2	
2	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	2	
3	建設廃棄物処理状況記録（マニフェスト）写し	2	電子マニフェストは証明シールを添付した電子媒体
4	出荷規格証明書・納品書の写し	2	

5	各種試験結果報告書・成績書	2	
6	使用資材検収簿	1	
7	工事写真	1	
8	官公庁届出書・許可証・検査済証	1	完了時以外の随時届出書類については随時報告すること
9	建退共証紙交付報告書	1	
10	CORINS 竣工登録内容確認書	1	
11	完成図		部数は町との協議による
12	施設の保全に係る資料		
13	完成写真（データ共）		
14	検査手直し指摘事項	1	
15	建物引渡書	1	
16	鍵・備品及び予備品引渡目録書	1	
17	完了届	1	
18	請求書	1	
19	【火葬炉設備】 機器完成図 納入図 機器取扱説明書 保証書 設備台帳 試験成績報告書 その他維持管理等において必要となる図書		部数は町との協議による
20	その他、町の指示があったもの	適宜	

⑥ 各種申請及び資格者の配置

- ・ 工事に伴う許認可等の各種申請等は、事業者の責任において行うこと。ただし、町は事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料提供その他の協力を行う。
- ・ 工事に伴い必要となる有資格者は、関係法令等に則り適切に配置すること。

(6) 火葬炉整備業務

火葬炉は耐久性があり、遺体、柩、副葬品を指定された時間内に安定した燃焼状態を保持しつつ、未燃物が残らないよう遺体等が完全に骨や灰となる能力を有し、デレッキ操作を必要としないで火葬が完了できる設備とする。

また、排ガス中のばい煙（ダイオキシン類等）、臭気、騒音及び振動等については、要求水準書に定める環境保全目標値を遵守しなければならない。

また、耐久性を備えた設備・装置で構成し、特に排ガス処理対策に万全を期すものとする。

なお、ダイオキシン類については、平成 12 年 3 月に厚生省生活衛生局から「火葬場から排出される

ダイオキシン類削減対策指針」が出されており「日常的に使用される火葬場」については、その適用を受けることとなっていることに留意すること。

① 基本要件

ア 設備概要

(ア) 火葬炉数

- ・人体炉 3基 (別途、1基分の予備炉スペースを設けること。)
- ・動物炉 1基

(イ) 火葬重量

遺体重量	柩重量	副葬品
100kg	15kg	10kg

※ ただし、燃焼計算においては遺体の標準体重を 75kg とする。

(ウ) 柩の最大寸法

長さ	幅	高さ
2,100mm 程度	650mm 程度	650mm 程度

イ 設計上の留意点

- ・ダイオキシン類、ばい煙、臭気、騒音等について十分な発生防止策を講じ、静粛かつ無煙・無臭であること。
- ・遺体の尊厳、会葬者の心情に十分配慮すること。
- ・会葬者の火傷防止等、安全には十分配慮すること。
- ・高い安全性と信頼性、十分な耐久性、優れたメンテナンス性を有すること。
- ・炉体強度は熱歪み及び外力に対して十分な強度を有するものとする。
- ・誤操作の恐れがなく、かつ操作が容易であるように可能な限り自動化を図ること。
- ・脱炭素化及び省エネルギー化等に配慮した設備であること。
- ・作業環境及び労働安全、衛生に十分配慮すること。
- ・火葬炉設備等のオーバーホールや更新等を考慮した設備とし、機器を配置すること。
- ・保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。
- ・常に稼動が可能な施設とするため、災害時等のバックアップのために必要な設備及び機器類を設置するとともに、耐震性にも配慮すること。
- ・動物火葬については、複数体を同時に火葬する想定としている。

ウ 火葬炉設備概要

(ア) 火葬時間

- ・主燃バーナー着火から消火までの時間は通常約 60 分とすること。
- ・収骨が可能になるまでの冷却時間を約 15 分とすること。
- ・遺体重量が 80kg を上回る場合はこの限りではないが、大幅な時間延長がないよう努めるこ

と。

(イ) 運転回数及びサイクル

- ・火葬炉は平常時、1日2回運転から3回運転する。1炉の運転周期は2時間とする。

(ウ) 使用燃料

- ・灯油

(エ) 主要設備方式

a 炉床方式

- ・台車式

b 排ガス処理設備

- ・バグフィルター
- ・触媒（任意）

c 排ガス冷却方式

- ・ダイオキシン類等の再合成を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。

d 排気方式

- ・1炉1排気系列とする。
- ・非常時以外は異なる排気系列との接続は行わない計画とする。

(オ) 燃焼監視及び制御

- ・各火葬炉の燃焼、冷却及び排気ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、自動制御とすること。また、記録したデータは必要に応じて出力が可能であること。

(カ) 安全対策

- ・日常の運転について危険や操作ミスを防止するため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けること。
- ・職員の安全、事故防止には十分配慮すること。
- ・職員の火傷防止のため、接触可能性のある範囲内については、機器類、配管類の表面温度が50℃以下になるよう保温及び断熱対策を講じること。
- ・職員の健康に配慮した構造や設備の配置に努めること。
- ・自動化した部位については、必要に応じて手動操作が可能なように設計すること。
- ・炉室等の温度、騒音、悪臭、換気等、職員の作業環境が適切に保たれるよう対策を講じること。

(キ) 環境保全目標値

- ・要求水準書、公害関係法令及びその他の法令等を遵守する構造及び設備にするとともに、可視できる煙及び臭気を生じさせないように配慮すること。

・具体的な環境保全目標値（火葬全工程の平均値）は次のとおりとする。

a 排ガス基準値（排気筒出口）

下記の数値以下とする。

ばいじん	0.01g/m ³ N
硫黄酸化物	30ppm
窒素酸化物	250ppm
塩化水素	50ppm
一酸化炭素	30ppm
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ N

※酸素濃度 12%換算値

b 特定悪臭物質濃度（排気筒出口）

下記の数値以下とする。

アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm

c 臭気濃度

下記の基準値以下とする。

敷地境界	10
------	----

d 騒音

下記の基準値以下とする。

(1 炉稼働時)

作業室内	70dB
------	------

(全炉稼働時)

作業室内		80dB
収骨・告別室		60dB
敷地境界	昼間（7：00～19：00）	50dB
	朝（5：00～7：00）	45dB
	夕（19：00～22：00）	
	夜間（22：00～5：00）	40dB

e 振動

下記の基準値以下とする。(敷地境界)

昼間 (7:00～19:00)	60dB
夜間 (19:00～7:00)	55dB

f その他

- ・飛灰におけるダイオキシン類の濃度は、3ng-TEQ/g 以下とする。
- ・その他、本項に特に指定していないものについては、関係法令等によるものとする。

(ク) 非常時の運転

- ・炉内温度、炉内圧力、排気ガス温度及び燃料供給等に異常が生じた場合は、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- ・停電時には、非常用の発電設備から電力供給を受けるシステムとすること。
- ・停電時においても、環境保全目標値を達成する運転が可能なシステムとすること。

(ケ) その他条件

- ・保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- ・機器配置は、オーバーホール時を考慮して設計すること。

エ 試運転

- ・施設の建設工事期間内に、すべての火葬炉について試運転を行うこと。
- ・町と協議の上、試運転の方法、時期等を記載した試運転要領書を作成すること。
- ・事業者は、試運転要領書に基づき試運転を行い、その結果を報告書として町に提出すること。

オ 性能試験

(ア) 予備性能試験

a 予備性能試験

- ・事業者は、引渡後性能試験の前に予備性能試験を行い、試験成績書を町に提出すること。

b 緊急動作試験

- ・非常停電、機器故障等、施設の運転時に想定される重大事故について、全系列の緊急動作試験を行い、施設の機能の安全を確認すること。
- ・疑似信号を用いて、緊急動作試験を行うこと。

c 竣工検査

- ・予備性能試験及び緊急動作試験終了後、火葬炉設備の設置状況、塗装状況、完成度等について、町の検査を受検すること。

(イ) 引渡後性能試験

a 引渡後性能試験要領

- ・事業者は、供用開始後、引渡後性能試験を町の立会のもとで行うこと。
- ・事業者は、引渡後性能試験を行うにあたっては、あらかじめ町と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡後性能試験要領書を作成し、町の承認を得ること。
- ・性能保証事項に関する引渡後性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、各項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法がない場合は、最も適切な試験方法を町に提出し、承認を得てから実施すること。
- ・引渡後性能試験の日程は、町と協議して決定すること。
- ・引渡後性能試験に要する費用は、事業者の負担とする。

b 引渡後性能試験条件

- ・引渡後性能試験における性能保証事項等の計測及び分析は、公的機関又はこれに準ずる機関が行うこととし、町の承認を得て決定すること。
- ・火葬能力試験は、1 炉ごと（動物炉を含む）に実施すること。
- ・排ガス測定のサンプリング時間は1 行程すべてとし、再燃焼バーナーの点火時から主燃焼バーナーの消火時までとする。
- ・引渡後性能試験の結果、環境基準や要求性能を達成できない場合は、その原因を速やかに検証し、町に報告するとともに、必要な改造、調整等を行い、改めて当該系列の引渡後性能試験を実施すること。
- ・引渡後性能試験は、環境保全目標値や要求性能を満足するまで実施すること。

カ 保証事項

(ア) 責任施工

- ・要求水準書に明示されていない事項であっても、要求水準を達成するため、あるいは、適切に性能を発揮するために必要なものは、事業者の負担で完備すること。

(イ) 保証内容

- ・すべての機器の性能及び機能を保証するものとする。
- ・設計、施工、材料及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修、改造又は交換しなければならない。

(ロ) 性能の保証

- ・本要求水準書に記載された火葬及び冷却等の時間、運転回数及び環境保全目標値を達成しなければならない。

② 機械設備

ア 一般事項

- (ア) 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。
また、これらは作業効率、安全性に十分に配慮したものであること。
- (イ) 機器類は点検、整備、修理等の作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保して配置すること。
- (ロ) 高所点検等が不可欠な設備は、安全な作業姿勢を維持できる作業台を設けること。
- (エ) 低騒音、低振動型の機器を採用するとともに、騒音、振動が発生する機器類は、防音、防振対策を講じること。
- (オ) 回転部分、駆動部分、突起部分には保護カバーを設けること。
- (カ) 電動機は、用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式のものとすること。
- (キ) 自動操作の機器は、手動操作への切替えが可能であること。
- (ク) 停電から復電時においても、安全かつ迅速に復旧ができる設備とすること。
- (ケ) 地震発生時には安全側に自動停止し、人の安全を確保するとともに、設備機器においても耐震を考慮した設備とすること。

イ 歩廊、階段、作業床等

- (ア) 歩廊、階段の床、作業床、点検口付近の床等は、グレーチングやチェッカープレートなど安全性に配慮したものを設置すること。
- (イ) 通路は原則として段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- (ロ) 必要に応じて手摺、ガードを設ける等、転落防止対策を講じること。
- (エ) 2方向への避難経路を確保するため、歩廊は原則として行き止まりを設けないこと。
- (オ) 階段を設ける場合は蹴上、踏み面は統一すること。

ウ 保温、断熱

- (ア) 火葬炉設備の性能保持、作業時の安全確保及び作業環境保全のために、必要な箇所に保温、断熱工事を行うこと。
- (イ) 炉、排風機等機器類、ダクト類の保温及び断熱は原則としてロックウール、化粧鋼板仕上げ又は同等以上とすること。
- (ロ) 外装材等は、使用環境に最適な材料を選定すること。

- (エ) 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- (オ) 表面温度は、50℃以下となるように設計及び施工すること。

エ 配管

- (ア) 勾配、保温、火傷防止、防露、防錆、防振、凍結防止、エア抜き等を考慮して計画し、閉塞しやすい管は、掃除が容易なように考慮すること。
- (イ) 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- (ウ) 建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわないように留意すること。
- (エ) 弁類には、定常時の設定を明示すること。(例：常時開)
- (オ) 弁類の設置位置は原則として床から手の届く範囲とすること。
- (カ) 配管や機器の掃除、補修を行う際、部分解体が容易に行えるように適切な位置に、フランジやバルブ等を設けること。
- (キ) 配管について消防署等の指示がある場合は、事業者の責任において指示に従い対処すること。
- (ク) 要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。

オ 塗装

- (ア) 機材及び装置は、原則として現場搬入前に錆止め塗装を行うこと。
- (イ) 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分に行うこと。
- (ウ) 塗装材は、耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮して選定すること。
- (エ) 塗装仕上げは、原則として錆止め塗装後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- (オ) 塗装色は、町の指示に従うこと。
- (カ) 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- (キ) 配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

カ 制御盤等

- ・動力制御盤、監視盤、制御盤、操作盤等を屋外設置とする場合の材質はSUS製とし、扉を鍵付きとする場合はマスターキー方式とすること。
- ・塗装は盤内外面とも指定色とし、塗装方法はメラミン焼付塗装又は粉体塗装（いずれも半艶）とすること。また、表示ランプ、照光式スイッチ等の光源にはLEDを用いること。

キ 地震対策

- ・建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した耐震設計とし、耐震設計基準は、「建築設備耐震設計・施工指針 最新版」により行う。本設備は、基本的に「耐震安全性の分類」一般の施設の重要機器として考えること。その他に次の点を考慮したものとすること。
- (ア) 薬品類タンクを設置する場合についても必要な容量の防液堤を設けること。
- (イ) 電源あるいは計装用空気源が断たれた時は、各バルブ、ダンパー等の動作方向はプロセスの安全側に働くようにすること。
- (ウ) 感震器を設け、安全対策を図ること。

ク その他

- (ア) 火葬業務に支障が生じないように、自動操作から手動操作へ切替えができること。
- (イ) 地震の際には火葬業務従事職員に対する安全及び施設機器類の保全が図れるよう、耐震性を考慮して設備を設計、施工すること。
- (ウ) 火葬中に停電した場合は、自家発電源により安全に運転が継続できること。
- (エ) 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- (オ) 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

③火葬炉設備

ア 主燃焼炉

(ア) 主要項目

- ・数量：人体炉 3 炉、動物炉 1 炉
- ・型式：台車式
- ・炉内温度：800～950℃

(イ) 要求水準

- ・速やかな昇温と安定燃焼を行うため、主燃焼室内に燃焼空気を供給して不完全燃焼・燃え残りの生じない構造とすること。
- ・安定した燃焼を行うことができるよう、燃焼室の容積を十分確保すること。
- ・燃焼中の温度は、定められた温度を遵守できる対策を講じること。
- ・不完全燃焼がないよう、また焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定、調整すること。
- ・ケーシング表面温度を 50℃以下とすること。
- ・柩の収納、焼骨の取出しが容易等、運営管理面を考慮した構造であること。
- ・構造材は、使用場所に適した特性及び十分な強度と耐久性を有すること。
- ・炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。
- ・断熱扉及び台車等の接続部からの外気の漏入が少ない構造とすること。
- ・火葬中にデレッキ操作の必要がなく、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。

イ 炉内台車

(ア) 主要項目

- ・数量：4 台、その他必要に応じて予備を用意するものとする。

(イ) 要求水準

- ・柩の収容、焼骨の取出しが容易で、運転操作性に優れていること。
- ・長寿命のキャストブル構造とすること。
- ・十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造であること。
- ・車輪及び軸受には耐久性に優れた材質とすること。

- ・部分修理等の修繕が容易な構造とすること。

ウ 炉内台車移動装置

(7) 主要項目

- ・数量：4 基
- ・駆動方式：電動式

(4) 要求水準

- ・安全性及び操作性に優れた構造であること。
- ・故障時は、手動に切替えて運転ができる構造とすること。
- ・主燃焼炉内への空気の侵入を極力防止する構造であること。
- ・炉内台車はスムーズに移動でき、定位置に自動停止できること。

エ 再燃焼炉

(7) 主要項目

- ・数量：4 基
- ・型式：提案による。

(4) 要求水準

- ・主燃焼炉 1 炉に対して再燃焼炉を 1 炉設置すること。
- ・十分な余裕のある再燃バーナーを設け、炉内の温度を 800℃以上に保つとともに、排ガス滞留時間を最大排ガス量に対し 1 秒以上確保すること。
- ・燃焼効率及び排ガスの攪拌性及び混合性に優れた構造であること。
- ・火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去に必要な性能を有すること。
- ・炉内圧力は経済性も含め、運転に支障のないものとする。
- ・ケーシング表面温度は 50℃以下とすること。
- ・ダイオキシン類を分解除去できる構造及び機能を有すること。

オ 断熱扉及び昇降装置

(7) 主要項目

- ・数量：4 ヲ所
- ・型式：電動上下自動開閉式

(4) 要求水準

- ・堅固な構造で、上下方向に開閉する方式とすること。
- ・開閉(昇降)装置が故障の際には、安全を確保した上で、可能な限り手動で開閉可能な構造とすること。
- ・扉ロック装置、扉落下防止装置を備えること。
- ・主燃焼炉バーナー起動回路とインターロックを組むこと。

④ 燃焼設備

ア 主燃焼炉バーナー

(7) 主要項目

- ・数量：4 基
- ・燃料：灯油
- ・着火方式：電気式自動着火方式

(イ) 要求水準

- ・火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・火葬中に、必要な部位に火炎を放射できる構造であること。
- ・燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとする。
- ・低騒音で安全性が高いこと。
- ・代替品との交換が容易な構造とすること。

イ 再燃焼炉バーナー

(7) 主要項目

- ・数量：4 基
- ・燃料：灯油
- ・着火方式：電気式自動着火方式

(イ) 要求水準

- ・主燃焼炉排ガスとの接触及び混合に適した火炎形状であること。
- ・安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとする。
- ・低騒音で安全性が高いこと。

ウ 燃焼用空気送風機

(7) 主要項目

- ・数量：4 基

(イ) 要求水準

- ・燃焼に必要な空気を供給する能力は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができること。
- ・低騒音、低振動であること。
- ・作業環境保全のため、防音措置を行うこと。
- ・防音壁、防音扉にて外部への騒音・振動の伝達を防止すること。

⑤ 排ガス処理設備

- ・再燃焼炉からの排ガスを急速に冷却し、ダイオキシン類の再合成を防止する排ガス冷却設備を設置すること。
- ・再燃焼した排ガスに残留しているダイオキシン類を分解して除去する装置を設置すること。
- ・必要に応じて触媒装置を設置すること。

ア 排ガス冷却装置

(ア) 排ガス冷却器

型式	・空気混合方式、熱交換器方式又は併用方式として、建設費及び維持管理費の低減並びに保守の容易性を考慮した方式とすること。
数量	・提案による。
要求水準	・再燃焼炉から排出される高温ガスを、短時間で降温できる構造とすること。 ・耐熱性、耐触性に優れた材質であること。 ・排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。 ・温度制御方式は、自動的に制御できるものとすること。 ・冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。 ・ケーシング表面温度は 50℃以下とすること。

(イ) 排ガス冷却用空気送風機

数量	・提案による。
要求水準	・能力は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができること。 ・低騒音、低振動であること。 ・作業環境保全のため、防音措置を行うこと。 ・インバータ制御等の故障時に、運転が可能な直結回路を設けること。 ・吸引口にはスクリーンを設け、スクリーンの清掃、交換が容易な構造とすること。 ・防音壁、防音扉にて外部への騒音・振動の伝達を防止すること。

イ 集じん装置

型式	・バグフィルター
数量	・排気系統に応じた数量。
常用ガス温度	・200℃以下
要求水準	・排ガス中の微粒子のダスト・飛灰を除去するため、高効率な集じん装置を設置する。 ・長時間にわたり性能を保持するとともに、結露により閉塞しないものとすること。 ・腐食しやすい部分は、適切な腐食防止対策を講じること。 ・ろ布の交換が容易な構造とし、メンテナンススペース等も考慮すること。 ・排出ガスが偏流しない構造とすること。

	・高温の排出ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。 ・捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。 ・室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。 ・ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は、実運転に支障がないよう余裕をとること。
--	---

ウ 集じん灰排出装置

要求水準	・捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰排出装置で飛灰貯留容器（残骨灰と分別貯留）へ移送するものとする。 ・ろ布洗浄用コンプレッサーは低騒音型を使用すること。
------	--

⑥ 通風設備

ア 誘引排風機

(ア) 主要項目

- ・数量：提案による。
- ・風量制御方式：回転数制御（インバータ方式）

(イ) 要求水準

- ・最大排ガス量に対し、15～30%の余裕を考慮し、適切な炉圧を維持できる能力を有するものとする。
- ・風量制御はインバータによる制御とする。
- ・実運転に支障がないよう風量、風圧に余裕があること。
- ・排ガス接触部の材質は耐熱性、耐食性を有すること。
- ・軸受の冷却は空冷式とすること。
- ・低騒音、低振動であること。
- ・遠隔自動、遠隔手動、現場手動での運転操作が可能であること。
- ・軸受温度計を設置すること。
- ・インバータ故障時に、手動又は自動で運転可能な直結回路を設けること。
- ・作業環境保全のため、防音措置を行うこと。

イ 炉内圧力制御装置

(ア) 主要項目

- ・数量：提案による。

(イ) 要求水準

- ・炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御が可能であること。
- ・炉内を適切な負圧に保持できること。
- ・炉内圧力の制御は、炉単位で独立して行うこと。

- ・高温部で使用する部材は、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- ・点検、補修、交換が容易に行えるよう考慮すること。

ウ 煙道及びダクト

(ア) 主要項目

- ・数量：1 式
- ・保温：ロックウール又はグラスウール

(イ) 要求水準

- ・空気取入口には金網を設けること。
- ・点検清掃が容易な構造とし、適所に点検口等を設けること。
- ・角形の大きなものについては、補強リブを入れ、振動の防止に努めること。
- ・通過ガス量に見合った寸法で、ダスト堆積の恐れがない構造とすること。
- ・熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- ・排ガスの冷却器を使用する場合は、腐食に十分配慮すること。
- ・煙道のケース表面温度は 50℃以下とすること。

エ 排気筒

(ア) 主要項目

- ・型式・数量：提案による。

(イ) 要求水準

- ・建物から突出しない短煙突型排気筒とすること。
- ・騒音防止、排ガスの大気拡散、雨水及び降雪等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。
- ・耐振性、耐触性、耐候性、耐熱性を有すること。
- ・排ガス測定が行える安全な位置に測定口（100A×2 ヲ所）を設けること。
- ・適当な位置に測定用ステージを設けること。
- ・外面は結露防止対策を施すこと。
- ・外筒表面温度は 50℃以下とすること。
- ・笛吹現象やダウンドラフト等の現象が発生しない排ガス速度を確保できる口径とすること。

⑦ 火葬炉付帯設備

ア 炉前化粧扉

- ・開閉操作は炉前室操作盤で行えるよう制御設備を設けること。なお、手動でも開閉ができるようにすること。
- ・表面の意匠は、最後のお別れにふさわしいデザインについて十分に考慮し、町との協議により決定すること。
- ・遮音及び断熱を考慮した構造とすること。
- ・仕上げ材について、維持管理性が良く、経年による意匠性及び美観に配慮したものを採用する

こと

イ 前室（冷却室）

(7) 主要項目

- ・型式：密閉式
- ・冷却方法：強制空気冷却方式
- ・冷却時間：15 分以内

(4) 要求水準

- ・燃焼直後の台車等を収容し、冷却できる室とすること。
- ・遮音及び断熱を考慮した構造とすること。
- ・会葬者の目に触れる部分は、尊厳性、重量感を有する構造、材質とすること。
- ・清掃が容易にできる構造とすること。
- ・炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てること。
- ・化粧扉を閉めた状態で、炉内台車を収納できる形状及び大きさとし、掃除のしやすい構造とすること。
- ・空気取入口は、風切り音が生じない大きさとし、掃除のしやすい構造とすること。
- ・冷却排ガス用排気筒を設ける場合は、仕様を明示すること。

ウ 残骨灰、飛灰吸引装置

(7) 残骨灰用吸引装置

- ・吸引装置
- ・集じん装置
- ・吸引口

(4) 飛灰用吸引装置

- ・吸引装置
- ・集じん装置
- ・吸引口

(7) 要求水準

- ・吸引装置は、直接手にふれることなくダストを吸引して残灰室まで真空輸送する設備とすること。台車、集じん装置等の残骨灰と飛灰を別々に吸引し、貯留できる装置とすること。
- ・低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- ・自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるように整備すること。
- ・吸引装置で捕集された灰は、貯留する際に飛散しない構造であること。
- ・吸引装置の捕集粒径は、集じん装置と同等とすること。
- ・職員による清掃が頻繁に必要なよう配慮すること。
- ・炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。

⑧ 電気及び計装設備

- ・火葬炉設備の制御、運転管理等に必要な電気及び計装設備の設置を行うこと。
- ・設備の操作、監視及び制御は、炉毎に独立して行うものとし、運転監視は中央集中化を行うことにより、設備運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運転管理に必要な情報収集が合理的かつ迅速に行えること。
- ・運転及び運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、データ処理システムは、システム機器の寿命等の維持管理費用に配慮したものとする。
- ・火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。
- ・計装項目は、表「計器制御一覧」の内容を参考の上、詳細は事業者の提案とする。

表 計装制御一覧

監視項目 区分	制御		中央監視制御				現場操作盤		
	自動 (主な制御対象装置)	手動	指示表示	操作	記録	警報	指示表示	操作	警報
主燃焼バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○	※失火時、手動切替時	○	○		○
再燃焼バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○	※失火時、手動切替時	○	○		○
主燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○	送風機	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置入口温度	○	バイパスダンパー	○	○	○ ※バイパス時	○	○	○	○
主燃焼炉内圧	○	排気ガス排出量	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置出入口圧	○	集じん装置洗浄	○	○	○	○	○	○	○
運転状態表示				○	○		○		
燃料消費量		各火葬炉		○	○		○		○
火葬炉稼働積算時間		各火葬炉の主燃焼、再燃焼ごと		○	○ ※バーナ点火時		○		
集じん装置稼働積算時間		各集じん装置ごと			○				
燃料緊急遮断(地震感知含む)	○	燃料遮断装置(各火葬炉ごと)	○	○	○ ※遮断弁作動時	○	○	○	○
火葬炉緊急停止		各火葬炉設備ごと	○	○	○ ※操作時	○	○	○	○
残灰吸引圧		残灰吸引装置(各火葬炉ごと)		○		○	○	○	○

ア 電気設備に係る特記仕様

- ・操作機器には、動作表示灯を設置すること。
- ・電線管は、原則として金属管とすること。
- ・会葬者の目に触れるスイッチ類、電線等は、デザインや配色等を配慮すること。
- ・電動機には、原則として電流計を設けること。また、各電動機には原則として現場操作盤を設

けること。

イ 計装設備全体に係る特記仕様

- ・火葬炉設備の運転制御は、炉ごとの分散制御方式とし、設備の運転制御及びプロセス監視に必要な計装計器、表示器及び警報装置等を設置すること。
- ・設備計画にあたっては、機器等の使用環境、保守管理の容易性、操作性及び省力化を考慮すること。
- ・火葬炉は全自動で運転されるものとする。
- ・自動制御機器については、原則として手動操作が可能であること。また、自動と手動の切替は、現場操作盤で容易に行えること。
- ・自動燃焼システムは、制御用コンピューターに必要なデータを取り込み、これを解析して、燃焼・排気設備の機器を同時に制御すること。
- ・燃焼空気供給制御システムは、十分な余裕を持った燃焼空気送風機とインバータを使って、吐出空気の圧力を一定に制御し、コントロールモータ付ダンパによって風量をコントロールできるものとする。
- ・炉内圧力制御システムは、インバータを用いて排風機の回転数を連続制御し、炉内圧制御ダンパと組み合わせて2つの火葬炉の炉内圧を制御すること。
- ・柩を主燃焼炉内に入れ、炉前化粧扉及び断熱扉を閉じない限り、原則として炉運転を実行しないシステムとするなど、安全運転に配慮したインターロックを設けること。
- ・保守点検等に際しては、各機器のインターロックが現場操作盤で解除できること。
- ・コンピューター等の電子機器は、停電時に異常が生じないよう無停電電源装置等でバックアップすること。
- ・検出部、指示計、調節計等の機器類は、極力汎用品の中から選択すること。
- ・センサー類の検出端には、保守点検や補修等を考慮したステップ、点検用スペース、通路等を設けること。

ウ 動力制御盤

- ・電力供給と動力をコントロールできる盤とし、各設備の稼働状況が確認できること。
- ・形式は、鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- ・事業者の判断により、適所に分割設置することも可とする。

エ 火葬炉現場操作盤

- ・監視室より優先されるシステムとすること。

(7) 内蔵機器

運転状態表示器	・タッチパネル方式 ・カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること
その他の機器	・操作機器 一式 ・計装計器 一式

	・常警報装置 一式 ・その他必要なもの 一式
数量	・各炉の運転状態の監視等に十分な数量

(イ) 主要機能

タッチパネル式 表示・操作機能	・各機器の操作が手動で可能なもの
自己診断機能	・インバータの動作チェックが可能なもの

オ 中央監視制御盤

- ・火葬炉の運転状況が、系統別に集中監視できること。
- ・炉前操作パネルにおいて手動操作が行えること。
- ・各火葬炉の計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、日報・月報・年報の帳票が作成可能で、その結果を印刷でき、外部の記憶装置に保存できること。なお、各計測データは、連続して記録すること。
- ・停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護が行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- ・各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。

(ア) 内蔵機器

運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データストレージ機器、その他必要なもの

(イ) 主要機能

運転状態表示機能	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃焼炉温度、再燃焼炉温度、炉内圧力、酸素濃度、炉出口ダンパー開度、冷却器出口温度、バグフィルター差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパー開閉、排風機バイパスダンパー開閉、その他のバイパスダンパー開閉等の表示機能
プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録（保存）機能	運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンド
その他機能	故障表示及び記録機能、遠隔操作機能、案内放送機能、火葬計画の作成及び表示機能

カ 炉前操作盤

- ・各火葬炉の化粧扉の開閉操作を炉前で行えるように操作盤を設けること。

- ・手動でも開閉ができるようにすること。

キ 計装制御装置

- ・火葬炉の安定した運転及び制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転及び制御は火葬炉現場操作盤で行うこととするが、監視室からも、監視及び各種記録の他、機器遠隔操作ができること。

ク モニター設備

- ・排気筒監視用カメラ、防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。
- ・モニターは、カラー表示とし、事務室及び監視室に設置すること。

⑨ 運営支援システム整備要件

ア 概要

- ・施設の予約受付と、施設の円滑な運営・管理に必要な運営支援システムを構築すること。
- ・予約受付の対象施設は、火葬炉、待合室、多目的室、霊安室とし、予約を受付できるシステムを構築すること。
- ・システムはインターネットを利用し、パソコン端末等から 24 時間予約可能なものとし、事業者が一元的に管理できるシステムとすること。
- ・インターネットによる予約は、事業者、3 町、葬祭業者のみが行えるものとし、個人の予約は、事業者において、電話にて受け付け、一元的に管理することとする。
- ・予約状況について、事業者が管理するホームページ上で公開できるなど、利用者の利便性に配慮したシステムとすること。
- ・適切に情報漏洩防御策を講じ、個人情報保護に配慮するとともに、不正アクセスやウイルス等への対策を講じること
- ・火葬炉の稼働状況、告別・収骨室、待合室などの施設の利用状況等を統合的に管理するシステムを構築すること。また会葬者及び職員が当該情報を施設内各所の表示器で確認できるようにすること。
- ・その他詳細な仕様については、設計時に町に確認の上、決定すること。

イ 機器構成及び仕様

本システムの機器構成は、上記アを満たすことができるもので、事業者の提案とすること。

ウ 機能

(7) 操作機能

次の操作機能を有すること。

- ・受付情報の登録、修正
- ・各施設の運用状況の登録、修正
- ・施設の休止設定
- ・使用設備の手動変更
- ・自動制御機能の手動変更
- ・その他必要な機能

(イ) 自動制御機能

- ・各炉の制御情報（火葬中、冷却中、冷却完了等）の受信、表示ができること。
- ・各施設の運用状況表示は、事業者の提案とする。
- ・利用申し込み状況や当日の受付情報（受付番号、受付時刻、故人名、性別、生年月日、死亡年月日）の受信、表示は、事業者の提案とする。

(ウ) その他

- ・各種データの蓄積、統計処理、帳票類の作成・印刷等ができること。
- ・その他自動制御に必要な機能を有すること
- ・システム故障時など、非常時へのバックアップ対応を有すること

⑩ その他

ア 柩運搬車

- ・柩運搬車は、柩を霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための台車とすること。
- ・バッテリー駆動の自走式運搬車とするが、故障時は、手動に切替えて運搬ができる構造とすること。
- ・炉内台車上へ柩の安置が容易に行える装置を備えること。
- ・美観に優れた材質及びデザインであること。
- ・バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。

イ 炉内台車運搬車

- ・台車運搬車は、炉内台車を運搬するための台車とすること。
- ・収骨の雰囲気と調和した構造及び材質とすること。
- ・バッテリー駆動の自走式運搬車とするが、故障時は、手動に切替えて運搬ができる構造とすること。
- ・炉内台車の出し入れを自動で行える装置を備えるものとすること。
- ・バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。
- ・会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。
- ・柩運搬車と兼ねることができる。

ウ 保守点検工具

- ・保守点検に必要な工具を納入すること。

エ 予備品、消耗品

- ・常備しておくべき予備品及び消耗品を納入し、事業期間中、適切に管理すること。
- ・予備品、消耗品のリストを作成し、数量、交換基準等を明記すること。

(7) 備品等整備業務

- ・資料「備品等一覧（参考）」を参考に、諸室に利用者の快適性を向上させるような備品を整備する

こと。

- ・備品台帳を作成すること。

(8) 工事監理業務

① 基本要件

- ・対象工事における監理業務は、造成工事を含むすべての施設整備工事とする。
- ・事業者は、工事監理業務管理技術者を配置し、町、現場代理人と共に原則として週一回程度の定例打合せを対面で行う他、工事監理者は工事関係者と密に連絡をとり、必要に応じ現場立会い検査等を行わなければならない。
- ・完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を町に報告すること。
- ・現場において設計変更における変更内容、変更理由等の確認調整を行い、町に報告すること。

② 工事監理業務に関する留意事項

- ・事業者は、工事監理業務の遂行にあたり、町と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認すること。
- ・事業者は、町に対し、工事監理業務の進捗状況を定期的に報告すること。
- ・町は、工事監理業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
- ・事業者は、対象工事に関する協議、承認等の他、別途工事に関する必要な打合せ等に協力すること。
- ・事業者は、中間検査、完了検査及び建築物の仮使用認定の申請手続き等を行うものとし、申請手続に関する関係機関との協議内容を町に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを町に提出すること。
- ・上記の申請で発生する各種申請手数料等の費用は、事業者の負担による。

③ 提出書類

ア 着手時

- ・業務計画書

イ 業務中

- ・日報、月報
- ・打合せ記録簿
- ・施工者との協議記録
- ・各種検査報告書
- ・設計・実施数量集計比較
- ・設計変更等に伴う設計・積算等資料
- ・仮使用承認申請書
- ・その他、町が必要と認めるもの

ウ 完了時

- ・工事監理報告書
- ・その他、町が必要と認めるもの

(9) 外構整備業務

- ・「2－(3) 施設の計画方針」に基づいて整備すること。
- ・「3－(5) 建設業務」に準じて実施すること。

(10) 稼働準備支援業務

- ・施設が供用開始後支障なく稼働するよう、維持管理・運営者の稼働準備を支援すること。なお、これらに必要となる資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。
- ・事業者は、火葬炉運転マニュアルを作成するとともに、施設の円滑な維持管理・運営に必要な機器の運転管理、取扱いについてのマニュアル等を提出すること。

(11) その他本施設の整備上必要な業務

- ・その他、本施設の整備業務を実施する上で必要な業務がある場合は、適切に実施すること。